第5回教育委員会(定)

開会日時 平成25年 3月 13日(水) 午前 10時00分

閉会日時 午前 11時58分

開会場所 教育委員会室

出 席 者

委 府 明 雄 員 別 委 員 今 井 英 彦 委 員 谷 田 泰 佐紀子 委 員 高 野 本 正 彦 委 員 橋

出席事務局職員

事務局次長 寺 西 幸 雄 庶 務 課 長 小 池 喜美子 学務課長 森下真 博 生涯学習課長 中 島 実 指導室長 光 輝 矢 部 崇 新しい学校づくり担当課長 中 田 学校地域連携担当課長 大澤宣仁 中央図書館長 代 田 治

署名委員

委員長

委 員

午前 10時00分 開会

委員長 本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。 ただいまから、平成25年第5回教育委員会定例会を開催いたします。 なお、橋本教育長は遅れて出席いたします。

> 本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小池庶務課長、森下学務課長、中島 生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、大澤学校地域連 携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。

> 本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により橋本委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により 許可しましたので、お知らせいたします。

委員長 それでは、議事に入りますが、橋本教育長が遅れておりますので、先に報告事項から始めたいと思います。

○報告事項

1. 平成25年第1回区議会定例会(2月)一般質問答弁要旨(教育委員会関係)

(資料庶-1·庶務課)

- 委員長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「平成25年第1回区議会定例会(2月)一般質問答弁要旨」について、次長から報告願います。
- 次 長 それでは、資料の方をご覧いただきたいと思います。

資料「庶-1」でございます。

2月14日に行われました区議会定例会の一般質問の答弁の要旨でございます。 まず最初に、共産党のいわい桐子委員でございます。

こちらは、いじめ等についてご質問があった後、3ページをご覧いただきたいと思います、他の委員からもご質問がございますが、食物アレルギー対応の強化を求めるという内容のご質問がございまして、本日、後ほど、食物アレルギーの対策についてということで学務課長の方から報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、内容はそちらでお願いいたします。

それから、(6) 蓮根教育相談所存続をということでご意見、ご質問がございまして、答弁といたしまして、平成27年度開設予定の教育支援センターに相談機能が入ることから、現在の教育相談所成増分室と合わせて、2カ所で教育相談を実施していくということで、区役所の南館と成増分室の2カ所で行っていくということでご答弁をしてございます。

また、その下ですが、生活保護制度についてということで、就学援助制度への 影響についてということでご質問がございました。生活保護制度については、現 在、見直しが行われるということで、国の方で検討されておりますが、それの影響についてのご質問でございます。 答弁でございますが、板橋区の就学援助の認定基準については、生活保護の1.26倍という基準になってございます。実際の支給年度前年の12月末時点での生活保護規準で判定を行っておりますので、平成25年度中に生活保護規準の切り下げが決定されたといたしましても、平成25年度の就学援助の認定については影響ないというふうに考えておりまして、平成26年度以降、影響が出てくるものと考えてございます。

続いて、次のページですが、これも他の委員から質問が出ておりますが、学校の非構造部材の耐震点検についてというご質問でございます。

こちらの方の答弁でございますが、現在、目視による点検を学校職員によって 行ったところでございまして、これについて具体的な異常は出ておりません。

今後、文部科学省も示す予定というふうに聞いておりますが、「天井等落下防止対策の手引き」というのを作成する予定でございます。これを踏まえまして、専門家による点検対策の実施と財源の確保について平成25年度中に検討いたしまして、平成26年度から実施に向けて取り組んでいきたいと考えておりますというふうに答弁しております。

続いて、民主党の田中やすのり議員は質問がございませんでした。

3番目、合同クラブの長瀬達也議員でございます。

5ページ、2番目ですが、放課後子ども教室での事故再発防止ということでご質問がございまして、放課後子ども教室事業実施校27校全校の保護者に対してアンケート調査を実施いたしまして、結果を今後の事業の改善に反映させていくというふうにご答弁をしてございます。

続きまして、6ページです。

自民党の田中しゅんすけ議員でございます。

こちらは7ページの方をご覧いただきたいのですが、一番下ですが、放課後対 策事業「あいキッズ」の進め方についてというご質問でございます。

ご質問としては、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営していく必要があるのではないかということのご質問でございまして、学童登録と一般登録の垣根をなくしたらどうかというような内容でございます。

答弁ですが、一般登録と学童クラブ登録に分けることにより、制度が分かりづらい、交流が図られていないなどの課題があるので、今後は一体的運営となるよう、平成26年度のモデル実施に向け、事業の改善等、保護者への周知を行っていくということで、今後、一体的な運用を目指して、制度的な変更も含めて検討していくというふうに答弁してございます。

続きまして、8ページが自民党の佐々木としたか議員でございます。

こちらの最初のご質問については、橋本教育長が初めての一般質問での答弁でしたので、新教育長の抱負、現在の現状認識等についてご質問がございました。 こちらについては、後ほどご覧いただきたいと思います。

10ページのところで、最後の質問でございますが、平成25年度に策定する「いたばし学び支援プラン」第3期計画についてということでご質問がございました。

答弁ですが、平成27年度は「いたばしの教育ビジョン」と「いたばし学び支援プラン」の最終年であり、それに向けた第3期の計画については、子供たちの学力の定着、そのための教員の指導力、教育環境の整備向上が重要課題であると考えているということです。

また、新たに加わった課題といたしまして、安心・安全な学校環境の整備に加え、災害等における学校の安全対策を盛り込んでいきたいということ。さらに、政府において検討されている教育改革の中で対応が求められている課題や、今日的な課題でもありますいじめや教員の服務事故、学校と地域との連携などの課題についても視野に入れて、次期ビジョンの展望を見据えた計画にしていきたいというふうに答弁してございます。

続いて、公明党の田中いさお議員です。

こちらは、12ページの方をご覧いただきたいと思います。

土曜日の授業についての回数増と統一的実施についてのご質問でございます。

答弁ですが、平成25年度から各学期1回の、年3回以上の振替休業日なしの 土曜日授業を行うということで計画をしておりますが、土曜日授業を実施するに 当たっては、小学校では安全確保の受付専任員の配置が必要となることや、地域 事業、青健の事業とか寺子屋事業とか様々な事業が行われているので土曜日の行 事等との連携を図りながら実施していくこととなるということで、平成26年度 以降の実施回数増については、国や東京都、他区の動向等を見定めながら今後検 討していきますというふうに答弁をしてございます。

続いて、公明党のなんば英一議員でございますが、未来創造プランにおきまして、天津わかしお学校の検討、あるいは教育科学館の検討等のご質問がありました。これに加えまして、13ページの下の方ですが、教育関連施設の活用について、区の環境関連施設と学校教育との連動ということで、区には様々な環境関連の施設、熱帯環境植物館やエコポリスセンターなどがあるけれども、区内の環境に関する施設を有効に活用することは体験的な学習をする上で意味があるのではないかということでご質問がございました。

熱帯環境植物館やエコポリスセンターなどの区施設については、近隣の学校が環境教育、体験学習などで活用しているが、全区的な取り組みについて、移動手段や時数確保などの課題があると考えているというふうに答弁してございます。

また、未来創造プランで示されております中央図書館の見直しについてもご質問がございました。

最後の15ページでございますが、いじめ防止についてということで、いじめ 防止シンポジウムの開催を各校で実施したらどうかというご提案でございます。

2月4日に行われましたいじめ防止シンポジウムで中学生が大人といじめについての考えを述べ合ったりスローガンを宣言するなど成果があったと認識しているので、今後、各小中学校におけるいじめ防止に向けた取り組みの1つとしてシンポジウムの実施も学校へ働きかけていきたいというふうに答弁してございます。

第1回区議会定例会の一般質問については、以上でございます。

委 員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 土曜授業の件ですけれども、前回、小P連の人たちと懇談をしたときに、結構、皆さん関心を持っていらっしゃるなということで、来年度は学期ごとに1回ということですけれども、私が前にお話ししていて伺ったニュアンスとしては、もっと増やしてもいいのではないかというふうなご意見がそのときは多かったという感じがしています。

ですから、今回これでやっていくような形になると思いますけれども、恐らく 増やしたら増やしたなりのまたやらなくてはならないこととか必要な予算だとか、 色々出てくると思いますけれども、ぜひ、来年度やるときにはそういったことも、 先に、頭に置きながら実施していただくといいのではないかと思います。 以上です。

次 長 イメージ的には、土曜日は、例えば運動会があったり、展覧会とかがあったり して学校公開していたということが今までもあって、ただ、その場合に月曜日は お休みにするという振りかえをとっている。

今回は振りかえなしにするということなので、今の答弁にもあったように、学校の受付員を確保するための予算立てができたので、学期1回以上は実施できるということ。

それ以降がどういう形になるかについては、板橋区はそれぞれ地域の行事等でかなり土曜日が充実して、青健さんとかにやっていただいている町会さんとかがあるので、それを勘案しながら、どの程度までできるかということは調整していくことになると思われます。

高野委員 今、次長の話の中にはなかったのですけれども、6ページの電子黒板の普及というところで、私は、今まで色々な学校の学校公開や何かを見に行ったときに、電子黒板を使っている場面というのに一度も遭遇していないのです。

それで、校長先生などに行った学校で伺うと、電子黒板は、英語などで多く小学校では使っていらっしゃるそうなのですけれども、音声が出て大変いいのだけれども、使うに当たって、それを設置しなければいけないということで、なかなか簡単に授業の中で使えないということで、特定の教室を決めて使っていらっしゃるようなのです。

それが、今度教室の数が減ってくるということで、そういうことも難しくなってきたりというようなお話も伺っています。研究発表で見ると本当に有効的に使われているので、各学校で、もっと使いやすく、利用できるようにフォローできる部分があれば、せっかくの機会なので、ぜひ使えるように、何か色々アンケートを採るなりしていただけるといいなというふうに思いました。

庶務課長 電子黒板については、各学校1セットというような形で配備をしているところ ですけれども、高野委員におっしゃっていただいたように、使い勝手がなかなか よくないということで、各教室に1つずつあれば当然非常に使いやすくて、先生 方の授業のやり方も本当に変わるということは私どもも想定はしているのですけ れども、予算の制約と、あとは、どのように広げていくかというような計画のと ころが少し脆弱ですので、そこら辺をしっかりと固めてやっていきたいと思って います。

今の時点ですと、やはり区長部局の予算担当もなかなかイメージがしづらいというところがありますので、そこは理解していただくようにするのが私どものまず最初の努めだというふうに思っています。その辺についてはしっかりやっていきたいというふうには思っております。

- 委員長 電子黒板をうまく利用している学校と必ずしもそうではない学校と両方あると思うのですけれども、かといって、何もないと研究もできないので、今は余り使われていないところでも置く必要はあるのではないかなという気がいたしますし、それと、電子黒板を使うときはデジタル教科書とペアになった方が格段に効率というか、有効に使える部分もあるので、その辺は予算面も絡んできますけれども、ご検討いただけたらいいかなと思っております。
- 教 育 長 いずれにしましても、平成27年度までの学び支援プランの中でのICTの強化ということで重点項目に上げてありますので、その点については、今ご意見をいただいて、それからまた、今、学校を回らせていただいて、学校からも色々ご意見をいただいております。その辺を踏まえて、平成26、27年度の予算ということになりますが、この2年間の中で計画的に対応できるように、各学校からも実情を伺いながら、予算の要求というような場面を捉えて整理していきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 委員長 あと、非構造部材の耐震ですが、非構造なので壊れても別に建物に影響はない んですけれども、天井からの落下物があるとまずいし、特に、例えば体育館の扉 なんかが開かなくなってしまうと意味をなさなくなってくるので、その辺のとこ ろはしっかり点検していただきたいなと思っております。

よろしいでしょうか。

○報告事項

2. 文教児童委員会報告(H25.2.19,20)

(資料庶-2・庶務課)

- 委員長 それでは、報告2「文教児童委員会報告」について、次長から報告願います。

2月19日と、裏面には2月20日ということで、2日間にわたって行われました文教児童委員会についてご報告をさせていただきます。

当初1日の予定でございましたが、議題が多かったため2日目に伸びたもので

ございます。

最初が「いたばし未来創造プラン」についてということで、こちらについては、 既に教育委員会で報告をしている内容でございます。様々な見直し等が行われて おりますので、そこについてのご質問、先ほどの一般質問で出たようなご質問等 が出ております。

続いて、2番が(仮称)いたばし子育ち・親育ちトータルサポートプラン(素案)の検討状況についてということで、子ども家庭部所管の計画についての説明でございます。

3番についても、子ども家庭部関係の報告でございます。

続いて、4番目が教育委員会の動きについてということで、定例的な報告を行わせていただいております。

続いて、5番目が学校における食物アレルギー対策についてということで、先ほど一般質問でもご説明いたしましたが、特にエピペンという注射の保有の状況ですとか管理体制等について様々なご意見が出ておりまして、そのご意見を踏まえまして今回報告をちょっとさせていただく、アレルギー対応を少し整理させていただいたものでございます。

続きまして、6番目が学校選択制の見直しの方向についてということでございます。

こちらについては、既に教育委員会で報告をさせていただいておりまして、そ の内容について文教児童委員会でも報告をさせていただいたものでございます。

こちらについては、見直しの時期をいつから行うのかとか、それから見直しを 行った場合、どの程度変更する児童が減るのかというようなことのご質問がござ いました。

また、抑制策と小規模校の対策ということで、前の質問と関連しましてご説明いたしますと、従来、選択制が行われる前に指定校変更という制度がございまして、この当時、大体20%ぐらいのお子さんが通学域と違う学校に行かれていた実態がございました。

選択制を導入することによって5ポイント増加しまして、今、25%ぐらい別の学校に行かれているということになりますが、仮に選択制の見直し、廃止をしたとしても、その指定校変更までは見直すことはできないと考えておりますので、20%程度の移動はとめられないのではないかということを考えておりまして、そういうことを考えますと、選択制を見直したとしても、直ちに小規模化の防止、抑制の決定打になるのは難しいのではないかというような答弁をしてございます。

また、学校選択制当初の導入の理念ですとか、それを踏まえた効果の検証も必要なのではないかというようなこともご指摘がなされているところでございます。

また、学校選択制と指定校変更制度というのは非常に制度が似ておりますので分かりづらい部分がございまして、事務的なことですが、締め切りの時期の設定ですとか学校選択制の制度の周知という部分での課題、あるいは抽選の実施ということについての課題等も指摘されているところでございます。ただ、ご説明したところ、この案について、特段、反対のご意見等は出ていない状況でございま

す。

続きまして、7番目、教職員の服務事故についてということでご報告をいたしまして、こちらについては、個人カードを持ち出した教職員が訪問先の家庭訪問先にそのカードを忘れてきたというようなことについて、懲戒処分がなされたという報告でございます。

続きまして、8番目、いたばし放課後子ども教室における事故についてという ことで、こちらも教育委員会の方にご報告をさせていただいております板橋第六 小学校における事故の対応についてご報告をさせていただきました。

アンケートも実施しておりますので、その辺の今後の対応についてご質問がございました。また、委託事業者と区との関係ですとか、それを改善するためにもう少しコミュニケーションをとるなどの研修をした方がいいのではないかというような様々なご提案がございました。

続きまして、9番目が文教児童委員会関係組織改正についてということで、本 日、後ほど議案で提出させていただいております組織の変更についての内容について報告をさせていただきました。

一旦、1日目に休憩をいたしまして、予算委員会の分科会が開会されまして、 補正予算の審議をしていただきました。

こちらについては、補正予算についてご説明をいたしましたところ、減額があった事業についての内容説明や契約差金についての理由等について質問が出されたところでございます。

続いて、議題ですが、議案第32号 東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例についてご審議をいただきました。こちらは、大山小学校についての閉校についての内容でございます。こちらも、今後の進め方については後ほど報告をさせていただきますが、閉校についての議案についてご審議をいただいたところでございます。

ご審議いただいて、多く出されたのは、学校選択制との関係が小規模化に結びついているのではないかというご意見。また、今後の進め方等で、大山小学校での今回の統廃合の進め方の手順、あるいは保護者、地域の合意形成、そういった進め方、手順、あるいはここまで小規模化が進んだところでの話し合いの開始ということについての基準の考え方についてかなりご意見がございました。

こちらについては、今後、教育委員会でお諮りして、学校の統廃合等を進めていく場合についての考え方、あるいは基準、また手順の進め方、協議会の持ち方ですとかそういうことも含めた進め方等について、教育委員会にお諮りして、今後、進め方を少しはっきりさせた方がいいのではないかというふうに現在は考えてございます。

これに加えまして、実際の在校生への平成25年度の対応、また平成24年度 末、今度の3月31日で転校する子供たち、あるいは来年転校となるお子さんの ケア等についてもご質問がございまして、十分な対応をしていきたいというふう に答弁をさせていただいております。

最終的には、反対を表明される議員の方もいらっしゃいましたが、賛成多数と

いうことで、原案のとおり可決をしていただいております。

その後の本会議におきましても、同様に、この条例案については正式に決定されておりまして、既に公布されているところでございます。後ほど、この辺については担当からご説明いたします。

それに引き続きまして、陳情が出されていたものについて審議をいただきまして、陳情第76号学校選択制、学校適正配置に関する陳情でございます。

学校選択制の廃止については、継続審査ということになりました。

学校適正配置に関する陳情ということで、大山小学校の閉校について見直して ほしいという内容については、賛成少数ということで不採択ということになって ございます。

学校選択制については継続審査ということで、次回以降の審議ということになっております。

あと、保育料の改訂に関する陳情は子ども家庭部関係の所管でございまして、 こちらについて示されているところでございます。 以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

大山小学校の場合には、例えば40数人ですよね。私立に行く人を考慮すると、 多分、毎年、大体40人以下になって、仮に選択制をなくしても、指定校変更で、 変更の理由が適正規模の学校に行きたいということであれば認めざると得ないこ とになりますか。

学務課長 指定校変更理由そのものに、適正規模の学校云々という基準は、そういった明文上の規定はないです。

ですから、大山小学校等の場合は、この間、指定校変更でもし出るとしました ら、今までですと、周辺の近い距離に学校がいっぱいありますので、大山小学校 よりも実態として通うのが近いという通学上の利便性の理由の方は今まで多かっ たということはございますが、今、委員長がおっしゃったような理由が指定校変 更上の規定には載っていないです。

委員長 兄弟関係は。

- 学務課長 選択制では、理由として最も多いものの一つですが、指定校変更には、生活上の理由、健康上の理由、その他、教育長が特に必要と認めたものという規定がございますので、そういう中で考えられる話ではありますけれども。
- 委員長では、過去に指定校変更が20%ぐらいあったというのは、主にそういったような理由ですか。
- 学務課長 20%といっても、大山小学校に限らず一般論の話ですけれども、一般論では、

多くが実は通学の利便性という方が多かったというふうに記憶しております。

委 員 長 最近は、寄留とかそういうのは入っていないですか。

学 務 課 長 どうでしょう。うちの方ではなかなか把握できない話になるのですけれども。

委 員 長 例えば、親の実家の住所にして、実態はちょっと離れたところにいるといった ケースなどが考えられますが。。

学 務 課 長 学務課の方でも、住民票の移動については、毎日、適宜、異動の情報をもらって、今のような時期になって指定校変更で引っ越すという、場合によっては、指定校変更の申し出をいただいたときにも確認させていただく場合がありますというお話もしておりますし、学校の方で実態として見に行くということもやっておりますので。

どうしても、特に1年生などの場合ですと、例えばご両親が共稼ぎで、なかなかお迎えに行ったりできないので、おばあちゃんがということがあったりしますので、その辺をどこまでどういうふうに見るか、難しいところがあるのですけれども。

- 委員長 恐らく、昔はなかったのですけれども、今はやっぱり適正規模の学校に行くために選択制を利用しているという方が多々あるような気もしています。
- 学 務 課 長 そうですね。選択制のアンケート上では兄、姉ですとか、通学の利便性で、通 学区域はA校なんだけれども実はB校の方が近いというケースの方が多くなって おりますけれども、実際には、色んな話を聞いていくと、単学級になっている学 校はクラス替えがないという理由がありますので、どうしてもそういうところを 避けるという傾向はあるように聞いています。
- 委員長はい、分かりました。ほかにございますか。

○報告事項

3. 人事情報(都費職員·区費職員 平成25年2月)

今回は、2月末現在の数字でございます。

(資料指-1・指導室)

- 委員長 それでは、報告3に移ります。「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から報告願います。その後、区費職員について庶務課長から報告してください。
- 指 導 室 長 では、指導室が所管します県費負担職員と非常勤の人事について、毎月、教育 委員会の最初に報告させていただいているものでございます。

まず、正規職員の教職員数につきましては、括弧内の休職者等を含めて1,8 44人でありまして、前回、1月末からの変化はありません。

休職者等は、全体として、括弧内ですが101名で2名の増となっています。 内訳にしましては、増えたのは3名おりまして、育児休業に入った方は小学校で2人、中学校でお1人いらっしゃいます。

また、減った人数につきましては、育児休業中でしたが第2子を妊娠されたということで、そのまま産休に入られたということで、減要因が1名で、都合2名の増でございます。

非常勤職員につきましては、前回と変化はございません。

学習指導講師については、出入りが1名ずつございますけれども、数字として は変わりがございません。

以上でございます。

庶務課長 それでは、引き続きまして、「庶-3」をお願いいたします。

区費職員ということの減員数でございます。

2月末現在で合計271名、休職者が3名ということでございます。

普通退職が1月31日に出ておりますので、前回に比べまして、1名減という ことです。新規の採用はございません。

裏面に参りまして、離職数の状況でございます。真ん中あたりです。特別支援 教育巡回指導講師1名が1月31日に退職しておりまして、欠員1ということに なってございます。こちらの年度末までの補充はございませんので、欠員1のま まで参ります。

報告は以上でございます。

委 員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

特別支援教育の巡回指導講師が1名減になっているということ以外は、ほぼ前 月どおりということですので、よろしいでしょうか。

○報告事項

4. 食物アレルギー対策について

(資料学-1・学務課)

委員長では、報告4「食物アレルギー対策について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、「学一1」という資料でございますが、食物アレルギー対策については、この間、何度か皆様方にも報告させていただいているところでございますが、さらに安全第一というところで、さらに強化するという考え方で幾つか提案を学校の方にさせていただいているところでございます。

まず、1番、アドレナリン自己注射薬、商品名で「エピペン」になりますが、 (1) としまして、学校保管についてというものを打ち出させていただきました。 エピペンの管理については、現在、自己管理もしくは学校管理というところで ございますが、アナフィラキシーに陥った場合、迅速にエピペンを投与する必要があることから、今後、自己保管のほかに、保護者の協力のもと、常時、学校での保管をすることを原則とするというふうに打ち出させていただきました。

ついては、学校は保護者とエピペン管理方法の協議を行う際、学校保管エピペン提出について協力を得るようにする。基本的に、学校でもお預かりしたいのでご協力をというお話を保護者としてくださいと。

その場合に、教育委員会や事務局の方で発行いたします保護者宛の文書、もしくは主治医、かかりつけの医者宛の依頼文等を用いてこういったご相談をしてくださいというふうな話をしています。

エピペンの購入については、基本的には自己負担3,000円程度ということになりますが、子ども医療費助成制度を使えば、現実的には保険診療の範囲内で無料ということになりますので、そういった意味では、こうした形で保護者にまずご相談をして、学校にもあるような状況をつくりたいということで方向性として打ち出したものでございます。

(2) の講習会の実施についてです。

学校で保管するということは、やはり学校側が使えなくてはしようがないということで、まず、エピペンを保有する児童生徒が在籍している学校は、緊急時に備え、全講師、学校の全職員がエピペンのアレルギー対策について理解していることが必要であるということから、全職員を対象とした講習会の実施を行う。

ついては、エピペンを保有する児童生徒がいる学校については、学務課職員が順次巡回し、DVDの視聴、練習用トレーナーのついた実地訓練などを今年度中に実施されたしということで、日程調整を今行って、順次、学務課職員が訪問して行う予定でございます。

また、エピペン保有児童生徒がいない学校につきましても、このような講習会に準じた講習を各校において全職員を対象に実施し、これについても学務課に報告を行うこと。

さらに、この後、当然、4月に人事異動が入りますので、人事異動があった場合においても異動した職員などを中心に確実に講習を行い、これについても報告をされたしということで各学校にお願いしております。

既にもう今年度の頭に自主的に学校医の先生を講師に実施した学校ですとか、 先日もかなり立派なテキストを養護教諭がつくって実際に講習を行っているとい う学校もございますので、うちの方で回りながら実施をしていきたいと考えてお ります。

そして、裏面の方にいきますと、次に、給食の状況についてでございますが、 (1)としまして、食物アレルギーの給食の状況調査について。

実際に調布市の事例ですと、おかわりでということがありましたので、実際に 学校現場でどのような対応をしているのかと。

具体的には、学校の規模、アレルギーの重い、軽い、色んな事情で学校によって対応状況が異なっていると思いますが、それぞれの状況がどうなっているのかについて確認する必要があるでしょうということで、細かいのですが、こういっ

たことで掲げられているような内容につきまして、全校を対象に調査をしたいというものでございます。

そして、(2)事故報告についてですが、アレルギー事故が発生した場合に、 確実に学務課の方に報告書を提出していただいて、学務課の方でストックとして きちんと管理しておきましょうというところでございます。

報告の範囲ですが、まず、アとしまして、原因食物が混入した給食を調理従事者から教職員等に引き渡した場合。すなわち、原因食物が間違って入ってしまった給食が給食室から出てしまったというのがアです。

次に、教室等において教職員や児童・生徒が誤って配膳した場合。正しいものは給食室から出たのですけれども、配膳の段階でお子さんの手元に間違ったものが行ってしまったというのがイ。

そしてウ、児童・生徒が誤食した場合。全て正しいものが児童・生徒のところに行ったのですが、例えば隣の子供のものを食べてしまったとかというような誤食のケース、こういったものについて、事故として学務課の方に報告するという形で全校にこれも依頼したところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

- 谷田委員 そうすると、これはエピペンについては学校でも持つということですね。個人でも持っていて。そういうことですよね。何かあったときに対応がしやすくなるということですね。
- 学務課長 そうですね。どうしても保護者の方は登下校のときであったり、それから中学校ですと部活であったり、学童のときのことも考えると、子供に持たせておけば安心というふうに保護者の方は思っているのでしょうけれども、学校側として、例えば担任の先生が欠席しているとき、体育の授業といったときに、体育の先生が、その子の教室でその子のランドセルが分かるかというと、これはなかなか難しいでしょうというところもありますので、前の対応方法でもありましたように、例えば全職員が共通で分かる職員室か何かに目立つ形で保管するのが望ましい、そういった形であれば迅速な対応が担任以外でもできるであろうというところから、学校保管という方法を1つ打ち出したということです。
- 委員長 以前もお話しさせていただきましたけれども、事故報告のところに色々ありますけれども、この辺のところは、例えばトレーの色を変えるとか、明らかに分かるようにしておけば、より間違いが少ないかなというふうに思うのですけれども。
- 学 務 課 長 今回、状況調査をしまして、各学校で色んな方法はとっているように聞いています。

トレー自体、別のものを今は用意していませんので、その子だけ完全に配膳し

た形でカードを張ったりして目立つようにしておくとか、色んな手法を取っているのですが、こういった状況調査の上、必要とあれば、全校統一的な、今、委員長がおっしゃったような方法とかも今後検討していきたいと考えております。

委員長 事故のないように、よろしくお願いいたします。

○報告事項

5. 板橋区生涯学習推進懇談会の設置について

(資料生-1·生涯学習課)

委 員 長 次に、報告5「板橋区生涯学習推進懇談会の設置について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生一1」をご覧いただきたいと思います。

生涯学習推進懇談会の開催についてご報告をさせていただきます。

生涯学習推進懇談会は、その時々の区民の皆様の生涯にわたる学びを支援する ために区としてどのような施策を進めていくべきか、それを検討する組織でござ います。

ちなみに、前回は平成21年11月から平成23年3月まで約1年半の間、「 地域が支える板橋の教育」を振興するための方策について検討いただきまして、

「学び支援プラン」が策定され、地域人材による子供たちのための学校教育支援 や学習支援が今後社会教育分野の1つの課題だということを受けまして、報告を させていただいております。

その結果でございますけれども、学校支援地域本部等の事業が拡大され、つながってきたというふうに認識しております。

今期の検討テーマでございますが、「これからの時代を切り開く生涯学習の振 興方策について」でございます。

テーマの設定理由でございますが、区は、現在、「いたばし未来創造プラン」を策定し、東京で一番住みたくなるまちの実現に向け、持続可能な区政を進めていこうとしております。

社会教育の分野においても、社会の変化や要請に対応し、区民の学習支援を持続可能な形としていく生涯学習の振興が課題となっております。

そこで、区の課題を踏まえまして、今後の生涯学習振興に必要な仕組み、施策のあり方、中長期的な方向性などについて意見を伺い、施策への反映を目指していきます。

より具体的には、1点目に、生涯学習講座や大学公開講座を初め、区民向けの講座がございます。そしてまた、社会教育会館のサークル活動や、行われている様々な講座とその手法であります学びの循環などがありますが、課題としましては、担う方がシニア世代に偏りが見られているということ。

また、2点目に、青少年、とりわけ中高生から若者向けの施策が薄いという状況があることから、この世代への新たな施策が必要になっているというふうなこ

と。

また、3点目として、東日本大震災を契機に地域のつながり、きずなといった ことについての重要性が認識され、地域の教育力をどのようにつくっていくかと いうことについても課題となっております。

今期の懇談会では、これらの課題に対応すべく、地域や学校で様々な活動を進めていらっしゃいます方々や若い勤労者、あるいは社会教育会館やグリーンカレッジに実際にかかわっている方、さらには高校や大学の関係者にも意見を伺っていきたいと考えております。

委員の構成でございますけれども、15人以内ということで、記載のような学 識経験者の方、公募委員の方、地域団体の代表者等を含めまして13名で構成を させていただいております。

第1回目の開催は3月25日午後に行う予定でございます。

検討スケジュールにつきましては、次年度、5回開催し、1回につき2時間程 度の会議を予定しております。

いずれかの時点で、必要に応じて、教育委員会にも報告させていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 公開講座とかは今お話があったように、確かに積極的に参加されている方は本 当にお年上、ベテランの方が多いというような印象があるので、今お話のあった ように、若い人たちという視点はとても大事だというふうに思います。

特に、企業の視点でも、例えば今やっている仕事をもっと上手くやるために何か学ぶということも大事なのですけれども、先ほどの、例えば地域とのつながりとかボランティア精神とか、要は、会社の仕事とは全然違うことを学んだり体験したりということも、ますます大事な時代になってくるのではないか、それが結果として仕事の生産性も上がることにつながるようなイメージを私は持っているので、ぜひ、そんなことも考えていただいたらいいなというふうに思います。

それからもう1つは、学ぶだけではなくて、やっぱりそれを実践するというのですか、学んだことで学校等にかかわったり行動につながるというふうなところまで何かうまく本当はできる、その成長感とか、学んだ感というか、学ぶ意欲ももっと上がってくるというふうに思うのです。そのあたりも、うまく色々皆さんでお話をしていただいたらいいのではないかなというふうに思います。

生涯学習課長 今、委員がご指摘いただきましたように、企業の視点というふうな部分も加えさせていただきながら、また、学ぶだけではないというふうな部分については、今、学びの循環というふうなシステムをとっているわけですけれども、それについて本当に有効かどうかということも含めまして、様々なご意見をいただきながら、今後の方策につなげていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

委員長 確かに、若い人に勉強してもらいたいというのは非常に良いし、機会を設けていただけると非常に良いのですけれども、実際はなかなか難しい。若い人は、当然、まだ仕事なり、学生さんなり、何なりありますから、どうしてもそちらの方をまずやらなければならない部分があって、それ以外の部分をやろうとするのはなかなか大変なことでありまして、大学公開講座にしろ、グリーンカレッジにしろ、かなり高齢の方が圧倒的に多いという。

大学公開講座に行って自分より年下の人をほとんど見かけたことがないぐらいですから、そういう意味では、そちらの方も力を入れてやらなければいけないかなという気もするのですけれども、何か若者が来られるような講座ができれば、それはそれでより良いかと思います。

生涯学習課長 今回、メンバーの方に少し若い方を加えさせていただきながら、その辺について、どうやったら講座等に参加できるか、また、どういう講座を求めているかということも加えまして検討させていただきたいというふうに思います。

今 井 委 員 あともう1点は、例えばスポーツとか文化団体、板橋では文化団体何とかとありますけれども、結局、そういうのと生涯学習の概念は、全部一緒の部分と、分けてやる部分とあって、その辺の切り分けが、行政的には教育委員会と区長部局みたいなことであったりとか、色々あると思うのですけれども、例えば仲間で集まって文化財について研修するサークル活動などというのは、中間にできてしまうわけですよね。

ですから、その辺を、今後、長期的にどうしたらいいのかというのは多分1つのテーマだし、それから地域でスポーツもとなったときに、多分、そこでは、もはや体育団体と文化団体という垣根が全くなくなるような形でやっていくようなヨーロッパ型が今後出てくるとすると、本当に今のこの切り分けは、どうなるのかなと面白い段階ですよね。

その辺も、方向性とか、かなり自由な発想ができる時代なのかなという気がします。

生涯学習課長 今回、その辺のスポーツの部分については薄い部分がございまして、実際、この辺のことを論議していただく中で、15名の枠もございますので、また加えられれば、そういう方も来ていただきながら、任期が2年になっておりますので、後半のところでその辺も加えさせていただきながら、本当にそういう意味では、区民の生涯学習という部分をどういうふうに有効的につなげていくのかということについても検討ができればというふうに思います。

まず、ここで懇談会をやらせていただいて、経過については、随時、教育委員会の方でもお知らせして、ご意見をいただければというふうに思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 よろしいでしょうか。

○報告事項

6. 服務事故防止に関する確認書の提出について

(資料指一2・指導室)

委員長 それでは、報告6に移ります。服務事故防止に関する確認書の提出について、 指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一2」でございます。

教員の服務事故については、今年度、区内の服務事故ゼロを目指してやってきているわけですけれども、残念ながら若干のご報告をさせていただいたとおり、服務事故は完全にゼロになるという状況は見られておりません。それでも、学校では服務事故の防止の研修を毎月行っていただいたりしながら、服務事故防止を進めております。

今年度、個人情報の紛失もありましたけれども、それに加えて、体罰の問題が 全国的なものになっていることから、これまで個人情報に関する確認書というの を各教員に出させていたものを、それとかえて、体罰とかそのほかの服務事故も 含めた確認書を全員に毎年提出させるというふうに変更しようと思っております。 これにつきましては、様式が3種類ありまして、校長・園長については、学校、

これにつきましては、様式が3種類ありまして、校長・園長については、学校、 幼稚園を預かる者として、その管理責任を含めたものを教育長宛に提出するとい うことで、教育委員会で1年間、確認書をお預かりいたします。

副校長用につきましては、本人のものと、それから管理職としてのものとして、 様式の3の2と定めまして、これを校長が1年間預かります。

それから、教員用につきましては、様式の3の3として、服務事故を起こさないという確認書を校長に提出するというものであります。

本来、教員は採用された時点で、東京都に対して「宣誓書」というのを出しています。憲法にのっとってきちんとやりますとか、全体の奉仕者として、誠実に公正に職務を遂行しますというのをやっておりますけれども、そういった中でも服務事故の件が絶えないことから、本区としては、毎年、意識啓発という意味も込めて、全員に出させるということにしたいというふうに考えております。

これにつきましては、子供にかかわる職を持っている者、学習指導講師である とか時間講師、非常勤職員も合わせて提出させるということで考えてございます。 以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

ついつい忘れがちになるので、毎年でもそのたびに確認できれば少しはよくなるかと思います。お店屋さんではないので、全員で、朝、皆で合唱するなどということは学校ではやらないと思いますので。

指導室長 朝の挨拶をすることはありますけれども。4月1日時点で書いて提出をすると

いうことで、全体の意識を高めていくということで検討します。

委員長ということで、よろしくお願いいたします。

○報告事項

7. 中学生審議会・いじめ防止シンポジウム活動報告

(資料指-3・指導室)

委員長では、報告7「中学生審議会・いじめ防止シンポジウム活動報告」について、 指導室長から報告願います。

指 導 室 長 2月4日にアクトホールで「いじめ防止シンポジウム」というのを行わせてい ただきました。

> その報告におかれまして、全体中学生審議会の活動報告であります。教育委員の先生方におかれましては、第3回の中学生との懇談においでいただきまして、 ありがとうございました。

> 中学生審議会のこれまでの流れですけれども、第1回、第2回と、12月、1月に生徒同士でいじめに関することの相談をしてまいりました。その中で、いじめ撲滅のスローガンと来年度の活動の方針というのを決めてきたところであります。

1月28日の第3回におかれましては、それぞれのグループに分かれて、生徒 たちと懇談していただきました。その中で、撲滅宣言の草案の発表と、それから いじめ防止の各学校での取り組みということを懇談していただきました。

2月4日のアクトホールにおいては、生徒会側が常日ごろ活動している内容とともに、今年度、新たにいじめ防止シンポジウムを後半に設定しまして、教育委員長と、それから高野委員にご登壇いただきながら、P連の常盤会長、それから西台の教諭も含めて、生徒会長4名とシンポジウムをしていただきました。

その中で、シンポジウムの中では、およそ4点について意見交換がされました。 1点目については、最近のいじめ問題に対して、大津のいじめについて中学生 がどんなことを考えているかということを中学生の方から言っていただきました。

2番目としては、これは大人の方に聞いた内容ですが、皆さんの子供のころのいじめと今のいじめを比べてみて、どんなことを感じておられるかということを大人側の意見としていただきました。

3番目としては、いじめはどうして起きるのかということについて、中学生、 あるいは大人から、それぞれの意見交換をしていただきました。

4番目としては、いじめを見ている側として何ができるのかということについての意見交換をしていただきました。

これらの意見交換が終わった後に、いじめ撲滅宣言を会場に来ている中学生全員で読み上げるという形で行わせていただきました。撲滅宣言とスローガンについては、裏面に掲載しているとおりでございます。

現在、来年度のスローガンを入れたポスターを作成しております。審査をさせ

ていただきまして、高島第二中学校の2年生の作品を来年度のポスターとすることにしております。今日はポスターが間に合っておりませんけれども、ポスターの中に、このいじめのスローガンを入れたものが各小中学校に配付され、来年度、それぞれのところで取り組んでいただくという形になってございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

以上でございます。

高野委員 このいじめシンポジウムと、それから生徒会交流会の方に参加させていただきました。中学校の生徒会がとても色々な活動に熱心に取り組んでいることが分かって、本当に素晴らしいと思いました。

それで、そういった生徒会で取り組んでいる活動や何かが、自分自身が地域にいたときに、なかなか地域の方々に知っていただく機会がなかったなというふうに思うのです。

このいじめ問題についても、よく地域の方に板橋区の学校ではいじめはどうなっているのですかというご質問を受けたりするのですけれども、こういうずっと審議会で取り組んできた経緯ですとか、今後も色々なところに働きかけていくという、こういった中学校の生徒会の動きというのは、青健ですとか、青少年委員会では学校担当の青少年委員さんがいらっしゃると思うので、ぜひ、知っていただきたいなと思います。

このいじめのことだけではなくて、生徒会の活動の中には、地域との清掃活動ですとか、国際的な貢献ですとか色々な部分があるので、ぜひ、そういうことも改めて各校での取り組みや何かを知っていただいて、それが、先ほどもお話に出ていましたけれども、中高生がなかなか地域の行事に参加する機会が少ないという問題もあると思うのですけれども、そういうところを生徒会の活動をうまく利用して、例えば防災関係ですとか、お祭りにおみこしを出しているとか、色々な取り組みがあると思うので、それがその特定の地域だけではなくて、色々な地域で活動のヒントになっていくのではないのかなというような印象を受けました。

ぜひ、青健ですとか、青少年委員さんに生徒会のすばらしさを知っていただけ たらいいなと思いました。

生涯学習課長 ぜひ、こういう中学生審議会の活動自体も、地域の方に知らせる機会というのがこれまでなかったものですから、青少年委員会とか、あるいは青健の会議の中で、こういうことはやっぱり報告していくべきかなというふうに、今、聞いて思っておりますので、次年度は、ぜひ、それを実現させていただこうというふうに思っております。どうもありがとうございました。

高野委員 よろしくお願いいたします。

指 導 室 長 今回、課題としてありますような、この生徒会の交流会といじめシンポジウム

は色んなところにご案内をさせていただいたのですが、この数字にありますとおり、関係者以外の方はそれほどおいでになることがなかったということがあります。なので、こういったところも、来年度の反省事項としては引きついでいきたいなというふうに思っています。せっかくの会場で、すばらしいことを子供たちも言ってくれている中ですので、ぜひ、宣伝を上手にしていきたいというふうに考えています。

委 員 長 せめて保護者の方とか、あるいは少なくとも地元の町会の方ぐらいには来てほ しかったところだと思っています。

ただ、ここのいじめシンポジウムで非常に熱心に討論されて、各学校でも色んなことをやることにしているわけですけれども、中には、かなりいい意見を言うのだけれども、実際に行動しているのはそうではないというような噂もあったりしまして、その辺の行動と言動がきちんと一致していくといいなというふうには思いました。

あとは、そのシンポジウムの中で、板橋区教育委員会は何も隠さずに全部発表 していくということを発言するチャンスを失いまして、最初の方で教育委員会は そういうのを隠しているという話があったものですから、そういうふうに発言し たかったのですけれども、発言するチャンスがなくて申しわけありません。

○報告事項

8. 板橋区立学校の廃止について

(資料新一1・新しい学校づくり担当課)

委 員 長 では、報告8「板橋区立学校の廃止について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新い物がり 判験 それでは、資料は「新一1」になります。板橋区立学校の廃止について報告を させていただきます。

> 大山小学校の平成25年度限りの閉校につきまして、3月1日の第1回区議会 定例会において、条例改正議案が可決され、決定したことにつきましてご報告を いたします。

> まず、記書きの1のところで、区議会における審議状況ということで、先ほども報告がありました文教児童委員会におきまして、まずは条例が可決されました。また、合わせて、陳情第76号にありますもののうち、第2項の大山小学校についての部分については不採択ということになりました。

本会議におきましては、3月1日の条例の可決ということでございます。3月8日に条例の公布がされておりますので、条例の公布以降、閉校等に向けた準備を進めることができるという状況の適用が始まっている状況でございます。

これまでの採決にかかわります部分で、様々な議会からの要望事項、あるいは意見表明等がございましたので、ここに簡単にご説明させていただきます。

まず、閉校に伴う事項といたしましては、平成25年度に大山小学校から転校

する児童、あるいは平成25年度に大山小学校に在校する児童への心のケアをしっかりとすること。

次に、平成25年度の大山小学校の充実した教育活動を教育委員会がしっかり と支援するということ。

それから、近隣の受け入れ校に対する体制をしっかりと整えること。

そして、平成26年度に特別支援学級を開設する板橋第七小学校への十分な説明を行うこと。

次に、適正配置に関する取り組みということでございますけれども、まず、1つ目は、小規模校のみならず、大規模校に対しての対応も含め、適切に対応を進めること。

2点目といたしまして、適正配置の協議に関しての手順を整備し、今回のよう な混乱を生じさせないことというようなことでございます。

これらの要望等につきましては、しっかりと今後取り組んでいきたいというふ うに考えています。

資料の2番の当面の取り組みでございます。

大まかに5点ほど提示させていただいております。

まず、1つ大きなところといたしましては、今後の閉校準備委員会と仮の名前ですけれども、そういった組織的なものを設置いたしまして、大山小学校は平成25年度に60周年を迎えることもあります。それから、閉校の式典、それから、様々な準備活動がございますので、そういったものを検討する場を設置したいというふうに考えております。

また、地域住民への説明ということを求められている部分もございますので、 この辺もまた調整を進めていきたいと思います。

さらには、年間計画ということで、学校運営上もかなり大きな影響を受けると ころでございますので、こういったものも作成して提示していきたいというふう に思っています。

これまで、3月1日以降、既に3月6日には大山小学校の職員会議で説明させていただきました。さらには、3月7日には仲町支部の町会長会議、3月8日には小学校のPTA連合会の会長会におきまして、この決定について報告させていただいているところでございます。

報告については以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

今 井 委 員 ここまで来たなという感じで、お疲れ様でした。

議会要望のところは、全て、一々、重く受けとめないといけないなという感じで私もおります。

それから、その心のケアということとも絡むのですが、小学校の側で、閉校に向けて、記憶に残るような色んな行事みたいな企画をしつつ、「残念だね」ではなくて、次に向けての心のベクトルをそちらに向けるような戦略を、校長先生を

初め、皆さん考えてくださっているところで、多分、色んな要望が来るかと思う のです。

こういう予算さえあれば、これもしてあげられるみたいな、それはきっと、そ ういう「みんなで残念がろうね」というのではない、その先、その翌年度に向け ての心の成長とかそういうのにつながるはずですので、できるだけ応えてあげら れればと思います。

新しい学校づくり担当課長

当初予算の審議はまだ続いていくわけでございますけれども、そういった意味では、明るい気持ちで1年間過ごせるようにということで、行事関係の予算もしっかり要求しているところでございます。

そういった部分も、学校現場の方でも打ち合わせを始めておりまして、私ども も、その打ち合わせに耳を傾け、色々、財政部門との間に立っているところでご ざいますので、そこはしっかりとやっていきたいと思います。

それから、職員会議のところで報告したときに、しっかりと先生方と向き合うというのはなかなかこれまでなかったのですけれども、そういったところでは、想像以上に過小な規模となってしまうところで、こんなはずではなかったというようなこともきっと起きてくると思うけれども、先生方はしっかり前向きに取り組んでいきたい、楽しくやっていきたいというふうに思っているので教育委員会の支援というのもお願いしたいというお話を預かってきておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思います。

委員長 本会議の中の討論の中では、教育委員会が何もしていないというご意見をかなり強く言っておられる方もありまして、けれども、では、教育委員会が何をしたら防げたかというのはなかなか難しいこともありまして、1つは、協議会をつくるのが時期的には遅かったかなという、もっと過小になるもっと前の方でやっておけばよかったのではないかという気はいたしました。

よろしいでしょうか。

○報告事項

9. 平成25年度学校支援地域本部新規実施校について

(資料地-1・学校地域連携担当課)

委 員 長 では、報告9「平成25年度学校支援地域本部新規実施校について」、学校地 域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料地─1、「平成25年度学校支援地域本部事業新規実施校について」をご覧ください。

平成25年度学校支援地域本部実施校は下記の6校、志村第五小学校、中台小学校、板橋第二小学校、板橋第十小学校、大谷口小学校、三園小学校で実施することになりましたので報告させていただきます。

平成25年度は、この新規6校を加えまして、16校で実施してまいります。

今回の新規実施校は、昨年5月に実施いたしました実施希望意向調査の結果に 基づきまして、実施希望校との調整及び予算要求の結果を踏まえて決定させてい ただきました。

昨年5月の調査では、8校に実施したいと手を挙げていただきましたけれども、これに基づきまして、サマカンで8校分の予算をお願いしてまいりましたが、予算査定の結果、今年度、平成25年度は6校分の予算が認められたものでございます。平成26年度はより多くの学校で学校支援地域本部事業が実施できますよう、また、全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 8校が手を挙げていただいたということなのですけれども、今回、新規は全部 小学校ですよね。中学校は、今は実際に実施しているのは2校ですけれども、小 学校と中学校だと、なかなか中学校は難しいというか、そういうふうな感じがあ るということですか。

対地域連携担当課長 そうですね。今回は残念ながら中学校は、今現在、また17校ほどが今後検討したいという、そういう学校があるんですけれども、残念ながら中学校の方はない状態でございます。

中学校の方は部活とか色々ございまして、なかなか小学校と比べて、学校支援の内容ですとかそこら辺も難しいのかなという感じがありますが、板一中はこの間も地域と共通防災訓練をやっておりまして、今、加賀中学校も非常にすばらしい取り組みをしておりますので、そこら辺の板一中、加賀中の取り組みをもっと中学校の校長先生方にも広がっていけば、もっと手を挙げてくるとか、今後は期待できるようになるかと思っております。

委員長 中学校は、結局、小学校区が幾つか合わさったところにあるわけですから、ど うしても小学校の方に力を入れてしまうと、そこの中学校の方には、同じ人はな かなかやりにくいということになるから、中学校はなかなか難しいなというのは あると思います。

> あと、希望校がまだたくさんあるようなので、今後もぜひ予算獲得をしていた だいて、希望校が全てできるようにお願いいたします。

学校地域連携担当課長 / はい。

○報告事項

10. 平成25年度特別整理期間に伴う休館日(年間計画)について

(資料図-2・中央図書館)

委員長 それでは、平成25年度特別整理期間に伴う休館日(年間計画)について、中

央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、平成25年度の特別整理期間についてご報告いたします。 資料は「図-2」になります。

資料のこちらの方に記載されております蓮根図書館から赤塚図書館まで、こちらの11館が平成25年度の特別整理期間の予定となってございます。

本件につきましては、教育長専決事案となってございますので、議案ではなく、 教育委員会への報告、そして、今後、告示といった流れとなっております。

告示につきましては、平成25年度実施分について一括して告示いたしますが、 広報と区民への周知につきましては、これまで同様、直近に広報等でお知らせす るようにいたします。

あと、休館日につきましては、基本的には、蔵書整理を行う関係もございますので、例年どおり計画して、大体、間隔が1年というふうになるように原則いたしますが、工事の関係もございますので、その点は幾つか変更がございます。

中央図書館につきましてはこれまで5月下旬に実施してございましたが、今回、 11月に実施する予定でございます。これは、改修工事により一時停電した場合、 サーバー室の室温が高温となる時期を避けたことでございます。

また、小茂根図書館につきましては、9月にこれまで実施してございましたが、 公園側の自動ドアの改修をなるべく早い時期に行うために7月の実施とさせてい ただきました。

そのほか、氷川図書館、志村図書館につきましてエレベーターのオーバーホール等を予定しておりますが、大きな時期の変更等はございません。

特別整理期間に伴う休館日については、以上のとおりです。

委 員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 特に意見として聞いていただいたらいいと思いますけれども、これは、ずっと 6日で中央図書館が7日ということですけれども、そろそろ本当はどこかで5日 でできるとか、そういう期間を1日でも短くするとかということなんかも考える ことも必要かなというふうに感じています。

> 恐らく、規模とかにもよると思うのですけれども、5日間でできると完全に土 日はずっと開いた状態になりますし、区民サービスの向上にもつながると思うの で、大きなあれではないので非常に難しいのかもしれないですけれども、何かそ んなことも考えていただけるといいのではないかと思いますけれども。

中央図書館長 中央図書館だけが1日多いというのは蔵書数の関係ということでございますが、 ちょっと効率化を進めたいとは思いますが、短縮できるかどうか即答できないの ですが。研究課題としたいと思います。

今 井 委 員 多分、すごく難しいことなんだろうなと。

委員長 ということで、よろしくご検討ください。

○報告事項

11. 「第19回いたばし国際絵本翻訳大賞」結果報告について

(資料図一3・中央図書館)

委 員 長 報告11「「第19回いたばし国際絵本翻訳大賞」結果報告について」、中央 図書館長から報告願います。

中央図書館長 では、第19回いたばし国際絵本翻訳大賞結果について、こちらは資料「図—3」になります。

まず、1、応募状況ですが、記載のとおりでございまして、英語部門が作品応募数としましては653件、イタリア語部門につきましては219件、中学生部門につきましては7校で23件の応募がございました。

こちらにつきましては、昨年実績が、英語部門が588件、イタリア語部門が204件でしたので、応募数は増えてございます。

また、中学生部門につきましても、昨年は4校、13件でしたので、こちらの 方も増加してございますが、例年の傾向から見ますと、昨年がちょっと低調とい うこともありましたので、中学生の部門につきましては例年通りの実績に戻った というのが実情でございます。中学生部門につきましては、今後、校長会を初め、 中学校に働きかけを強めてまいりたいと思ってございます。

そして、2の審査結果につきましては、英語部門、イタリア語部門、それぞれ 記載のとおりでございます。残念ながら、区民の方の授賞は今回ございませんで した。また、中学生部門につきましては、区長特別賞として、ご覧の方が授賞さ れてございます。

3、公表につきまして、応募者は平成25年2月22日に結果通知を郵送し、 同日、絵本館ホームページにも審査結果を掲載してございます。

また、4の表彰式ですが、平成25年8月17日、成増のアートギャラリーにおいて、「第21回ボローニャ・ブックフェア in いたばし」開会式に合わせて開催する予定でございます。

報告は以上です。

委 員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

そうですよね。1割弱の応募がありながら、板橋区の人は1人も入れなかったのは残念ではありますけれども、板橋区でこういうことをやっているという外へのPRにはなったんだと思います。

谷田委員 これはお金のかかる話ばかりしてもあれなのですけれども、国際絵本というふうな視点で、今のところ英語とイタリア語という形でやっていますけれども、これからのことを考えると、アジアの国というのですか、そのような視点というの

が本当は大事になってくるのかなというふうに何となく思っていまして、「では」と言って簡単にできることではないとは思いますけれども、板橋区内にもアジアの方がたくさんいらっしゃると思いますので、もしかしたら、そんな視点を持ってもいいのかなと思っています。

中央図書館長 そうですね。もとはボローニャというところから派生したので、一番多い言語 で英語とイタリア語というところから始めましたが、ちょっとご意見として参考 にさせていただきます。

委員長 ちなみに、英国人、イタリア人も応募できる。国籍は問わないんでしょう。

中央図書館長 はい、ございません。

委員長ということで、よろしいでしょうか。

それでは、もとに戻りまして、議事に入ります。

日程第四 議案第7号は、人事案件のため、非公開とし、議事進行の都合上、 委員会の最後に行うように私から提案いたします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長では、異議のないものとみなし、議案第7号は、本日の委員会の最後に行うことに決定いたします。

○議事

日程第一 議案第4号 区長の権限に属する事務の委任について

(学校地域連携担当課)

委 員 長 日程第一 議案第4号「区長の権限に属する事務の委任について」、学校地域 連携担当課長から説明願います。

学地域機型課長 議案第4号「区長の権限に属する事務の委任について」でございます。

学童クラブの運営につきましては、区長より学童クラブの運営に関する権限の 委任を受けまして、教育委員会にて執行してございます。平成21年度より「あ いキッズ」を開始しまして、現在、25校のあいキッズ、学童クラブで事務委任 を受けてございます。

平成25年度の新規実施校につきましても、別添のとおり、区長の方から地方 自治法180条の2の規定に基づきまして、教室が増えてございます。

内容でございますが、該当校は(1)から(8)までの学童クラブでございます。1のところにもありますが、委任を受けるのは学童クラブに関する事務でありますけれども、学童クラブの利用承認、不承認、取消し及び停止に係る事務並

びに学童クラブの利用料の請求、減免及び還付に関する事務並びに学童クラブ巡回の巡回指導等に係る事務等は除かれます。これは、区長協議でやるということで、実際に委任されるのは運営です。運営に関する事務でございます。

委任の理由でございますが、あいキッズ事業と学童クラブ事業の一体的な運営 を確保するためでございます。

委任の開始期日でございますが、平成25年4月1日となってございます。 以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

これは、従来のあいキッズ事業を移行するときに全てこういう形をとってきましたので、特に問題はないかと思います。

では、お諮りします。日程第一 議案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第5号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正す る規則

(庶務課)

- 委 員 長 日程第二 議案第5号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正 する規則」、について庶務課長から説明願います。
- 庶務課長 それでは、議案第5号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正 する規則」をご覧いただきたいと思います。こちらの議案を提出させていただく ものでございます。

先ほども少し触れていただきましたけれども、組織改正に伴いまして、組織の 規則の変更をするものでございます。

改めてこちらの方でご報告させていただきますけれども、来年度の教育委員会 事務局の組織といたしましては、新しく係が2つできます。

1つは、庶務課の方に学校防災情報化推進担当係長ということで、係長ポストが1つ新設されます。

また、新しい学校づくり担当課長の方に、学校適正配置担当組織の新設という ことで1つ担当係長が新設されます。

これまで、新しい学校づくり担当課長は、学校施設担当、学校計画担当、新しい学校づくり担当ということで3つの係長ポストがあったわけですけれども、来年度は4つ係長ポストがございまして、グループ制というものをとりまして、より効率的に事務の執行を行っていこうというふうに考えているところです。

今回の組織規則の内容でございますけれども、第4条の表の庶務係の項中、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加えるということで、11号ということで区立学校の防災・安全対策に関すること、12号は区立学校のICT環境の整備に関することということで、後ろに新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらをご覧いただく方が分かりやすいかと思います。

右が改正前ですけれども、新しく係ポストを設置いたしまして、11号、12号の事務を行っていくという改正でございます。13号につきましては、繰り延べという形で号が繰り下がっております。

この規則は、平成25年4月1日から施行するということです。先ほど新しい学校づくり担当課長の方も組織が1つできるというふうに申し上げましたけれども、こちらのグループ制についてはこれまでの規則規定の中でそうした運用ができますので、こちらの方の改正は特段してございません。

私の方からのご説明は以上になります。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

教育委員会なりの組織変更に伴う規定の変更ということで、よろしいでしょうか。

では、お諮りします。日程第二 議案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第8号 板橋区立図書館指定管理者との基本協定並びに平成25 年度年度協定の締結、及び平成25年度事業計画の承認について

(中央図書館)

- 委員長 日程第三 議案第8号「板橋区立図書館指定管理者との基本協定並びに平成2 5年度年度協定の締結、及び平成25年度事業計画の承認について」、中央図書 館長から説明願います。
- 中央図書館長 それでは、議案第8号「板橋区立図書館指定管理者との基本協定並びに平成2 5年度年度協定の締結、及び平成25年度事業計画の承認」、以上3つについて ご説明いたします。

提案理由としましては、教育委員会が基本協定と年度協定を締結するため、また、年度事業計画については教育委員会の承認事項であるためでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料「図―1」をご覧いただきたいと思います。 なお、資料がかなり分厚くなってございますので、これまでとの変更点を中心 にご説明させていただきたいと思います。 1の基本協定の締結ですが、区立図書館の地域図書館10館につきましては、 平成25年度から指定管理者の更新ということで、今年度、選定業務を行いました。よって、これから5年間について、改めて基本協定を締結するものでございます。

- (1) (2) (3) はそれぞれ会社ごとになってございまして、(1) は株式会社図書館流通センターで、赤塚、高島平、成増図書館を運営する会社でございます。(2) は株式会社ヴィアックスで、清水、蓮根、西台、志村図書館の運営をする会社でございます。(3) は丸善・東急コミュニティー共同事業体で、氷川、東板橋、小茂根の運営をする会社でございます。
 - 2番目は、同様に、各社の平成25年度の年度協定でございます。
 - 3は、各社の平成25年度事業計画となってございます。

今回の資料はこの順番でインデックスをつけております。そして最後に、基本 協定と会社別の年度協定の新旧対照表をおつけしているものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきたいと思います。

4の概要ですが、今回、基本協定につきましては、指定管理者担当の政策経営部の指針に基づき、調整を行い、作成したものでございます。各会社と協議を6回ほど行い、こちらの方で示してございます。

今回、新たな取り組みといたしまして、まず、(1)のサービス水準の設定と評価でございます。

まず、①の「サービス水準書」の作成ですが、施設の設置目的を具体化した「基本理念」、指定管理者の心構えや行動の指針となる「行動規範」を教育委員会側で設定いたしました。そして、この基本理念を達成するための「具体的な目標」とその達成度合いを測定するための「サービス水準」を指定管理者側で設定いただいております。項目は、基本的に各社共通としてございまして、数値化できるものを記載しているところでございます。

ちょっとページがなくて大変申しわけないのですけれども、基本協定の「別紙 5」をご覧いただきたいと思います。

基本協定の後ろの方に表のようなものがあるところがそうなのですけれども、 こちらの方の表の横になっているものをご覧いただきたいと思います。

こちらの別紙5です。

こちらの表には、中ほどより下に、平成24年度の実績から平成29年までの 目標値を数値で入館者や貸出数など項目ごとに設定してございます。こちらは会 社ごとではなく、図書館ごとに目標を設定しているものでございます。こちらの 方が「サービス水準書」の内容となってございます。

そして、また、概要の②の方に戻っていただきまして、サービス水準評価シートの作成・活用ということなんですけれども、こちらは、毎年、指定管理者が自己評価を行うためのものでございます。そして、この自己評価を受けまして、区が各図書館に評価と、必要に応じて指摘や指導、助言といったことを行います。

こちらにつきましては、先ほどの別紙5の続きになるのですけれども、別紙6 というものがございます。 表が同じような形になって、中身に数値も何も入っていない空白のものがあるのですけれども、こちらの方の1のサービス水準評価ということで、先ほどのサービス水準書に沿った内容で、年度ごとに図書館の方で実施結果とその理由、そして自己評価を記入していただくような形になってございます。

そして、2の運営状況評価でその他の評価を行います。

こちらの2の運営状況評価につきましては、1のサービス水準評価と異なり、 サービスの面で数値化が難しいものを取り込んでいます。

そして、3に総合評価としまして、指定管理者側と教育委員会側とでそれぞれ 文章により評価理由をお伝えするものでございます。

また、概要の(2)に戻っていただきまして、指定管理料の適正化についてですが、これまで指定管理料のうち管理運営経費につきましては、その収支差額が本社経費や利益といったことに実質あてがわれてございましたが、今回は、指定管理者の募集の段階から、管理運営経費の内訳として本社経費や利益を会社から明示してもらうことにしました。そして、その比率が妥当なものかどうか、税理士会で判断していただくことになりました。

この趣旨としましては、会社側の本社経費や利益を担保することにより、民間ならではのノウハウを生かした事業運営に期待するものでございます。

今回、3社とも、本社経費、利益とも、東京税理士会の板橋支部より妥当であるとの報告を受けており、区と指定管理者で指定管理料の協議を行ったところでございます。

判断といたしまして、まず、本社経費につきましては、各社より各法人の決算書3期分、各法人の本社経費に関する説明書、経費見積書を提出していただきまして、妥当性を判定してございます。

また、利益につきましては、平成24年TKC、こちらは中小企業ということですが、経営指標の総合財務諸表の同業者、こちらではその他の教育学習支援業ということで、そういった会社の中の黒字企業の平均データより営業利益率を求め、各社の利益率がそれ以下であったため、妥当と判断されたものでございます。基本協定書では、第10条にその旨を明文化しているところでございます。

続きまして、②の利益の適正配分のところですが、これは当初計画していた利益、本社経費を合わせた利益率、これが当初より超えた場合の取扱いについて定めたものでございます。

利益率を超えた場合につきましては、その超えた分の2分の1相当を区に返還 すると決めたものでございます。

詳細は年度協定に規定してございますが、返還方法は金額だけではなく、施設の安全につながる修繕や工事、利用者の要望を踏まえた備品の更新などで、協議の上で決めていくこととしてございます。なお、各社の目標計画利益率等につきましては、指定管理期間の中間期に実施する外部評価の際に見直しができることとなっております。

次に、年度協定の説明に入りたいと思います。

年度協定につきましては、こちらも大変恐れ入りますが、年度協定の新旧対照

表、インデックスで会社ごとになっておりますので、「年度協定TRC」と書いてあるところを一例としてご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、平成25年度の年度協定ということで、年度単位でより具体的に取り組んだ内容となってございます。

主に基本協定の変更を受けて変更となっているところがほとんどですが、それ 以外のところについて説明いたしますと、指定管理料の部分となります。

第5条の部分を見ていただきたいと思います。

第5条の管理業務経費のところですが、こちらは会社ごとの金額となってございます。よって、こちらの方では、図書館3館分の合計の金額となってございます。

- (1)の人件費等管理運営経費につきましては、こちらの各社の応募段階の提案をベースに、先ほどご説明しました妥当性を判断した上での金額となってございます。
- (2) の特色ある図書館づくりの資料購入費はかなり減少してございますが、 各館とも特色ある図書館づくりのための資料収集がほぼ終了したということで、 算定の根拠としましては、月20冊程度の本の入れかえを行う経費として算定し たものでございます。
- (3)の逐次刊行物、逐次刊行物は大体雑誌とかリクエスト本についてでございますが、あと視聴覚資料・紙芝居等の資料購入ですが、こちらは10%の削減としてございます。

なお、これとは別に中央図書館の方で予算化されております各地域図書館への装備つき図書の購入費につきましても、同様に10%程度の削減となってございます。

次の(4)の地域連携経費ですが、こちらの主な経費の使途としましては、団体貸し出しの運搬費や展示場の備品購入にあてがわれるものとなってございまして、こちらの備品につきましては、既に購入済みのため現在の半額程度で事業展開ができるということで会社側との協議になりましたので、その判断に基づいて半額というような形にさせていただいてございます。

そして、同様の理由なのですけれども、今までありました備品購入費につきましては、購入に一定の目途がついたため、その必要性が極めて少なくなったため廃止といたしました。今後、備品購入の必要性が出た場合は、修繕工事費からの流用で対応することになってございます。

また、最後の(6)につきましては、先ほどご説明いたしました利益率について提示しているものでございます。

では、また概要の方のところに戻りまして、事業計画を兼ねて簡単にご説明したいと思います。

概要の(3)区民サービスの向上ですが、これは、募集時に区から指定管理者 に対して求めたもので、指定管理者からの提案をサービス水準書や事業計画に入 れ込むようにお願いしているものでございます。

詳しくは、各社の事業計画書をご覧いただきたいと思いますが、主に図書館サ

ービスの維持向上として、奉仕圏の空白地域対策、こちらにつきましては図書館から遠い利用者、特に児童・生徒さん対策ですが、内容としましては、出張おはなし会や学校への団体貸し出し、また公共施設への除籍した本の提供などが挙げられてございます。

②の子どもの読書活動の推進としましては、未読書率対策です。こちらは、図書館から特に未読書率が高いと言われています中学生向けのお薦め本の紹介や、あとは授業連携などです。

また、教職員への図書館向け研修などを検討しておりますが、各学校によりまして状況等も異なるかと思いますので、まず学校のニーズ把握を行っていくことから始めたいと考えております。また、ボローニャの絵本を活用した取り組みも、ブックフェアの展示以外にも合わせてお願いしているところでございます。

③の生涯学習に資するサービスにつきましては、図書館の認知度を高めるためのイベントや講座などにより、今まで図書館を利用する機会がなかった方への開拓による入場者数の増加を目指しているところでございます。

④の地域連携といたしましては、地域団体、サークルとの協働による事業など を計画してございます。

また、⑤の情報発信及び課題解決型図書館としましては、ホームページを初めとしました図書館側からの情報発信や図書館窓口へのレファレンスによる満足度の上昇、またIT機器を活用した取り組みといたしましてはタブレットやパソコンの講習会、電子書籍の体験会などが計画されているところでございます。このほかにも、各地域の特色を生かした事業を継続してまいりたいと思ってございます。

また、昨年80周年記念事業としまして取り組みをいたしました「調べる学習 コンクール」につきましても、区立図書館全体として実施する予定でございます。 雑駁ではございますが、中央図書館からは以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

調べる学習コンクールは、昨年、図書館さんに大変お世話になったという学校 がありまして、来年度もよろしくお願いいたします。

高野委員 私も、同じように志五小などでお話を伺ったときに、やはり図書館の職員の方が、先生方に調べる学習の指導方法を講習していただいたのが大変役立ったということで、ぜひ、そういう形で図書館から遠い学校でもそういうことをやっていただいて、また今度は団体貸し出しを使って子供たちにそういう取り組みをしてもらえるように、サービスを色々重ねあわせて、ますます有効な利用が広がるといいなと思っています。よろしくお願いします。

中央図書館長 志五小につきましては、学校と図書館が連携強化されたよい例だということで 評価をいただいておりますので、全体的にそういった活動を広げていけるように 努力したいと思っております。 委員長 ほかにございますか。

今 井 委 員 本社経費とかその辺の計上の仕方がルール化されてすっきりしたというのはす ごく重要だなと思って、あのあたりが見る人にしか分からないという状態だと、 要は、こういう指定管理者制度はやってもいいなという潜在的な参入企業をそれ なりの数持っているというのが要ですから、そういう意味でいいなという。

例えば好況のときに誰もやり手がいなくなってしまうとか、不況のときは怪し げな企業しかいないとか、そういう状況を防ぐための一番の手だなと思います。

では、その年度協定の経理の内訳表みたいになると、また昔みたいに全部表現が戻ってしまっているのですけれども、今回は、その辺まで統一はつくらない。要するに、各3業者さんから出してきた事業計画の中でのその辺の表現というのは、もう、まちまちみたいな。そこは自由にやってねという。

中央図書館長 そうですね。事業計画につきましては、各社のノウハウということでもございますので、とりあえず利益と本社経費を担保して、あとは事業運営の方に特化していただくという形でお願いします。

委員長 ほかにございますでしょうか。

では、お諮りします。日程第三 議案第8号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長では、そのように決定いたします。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

学 務 課 長 学務課ですが、この間、先ほどもありましたが、学校選択制の見直しの方向性 についてということで、先ほど議会でもそれについて報告させていただきました が、それ以外に P T A であったり、町会の方にご報告をさせていただいておりま すので、ちょっと内容についてご紹介させていただきます。

まず、これは校長会ですが、2月25日に代表校長会、そして3月5日に定例 校長会の方に、いずれも皆さん方にも示しました2枚組の「方向性について」と いうことで、内容について報告をさせていただいております。

また、校長先生方の方からご意見がありましたらということで、今月半ばぐらいまでに、学務課の方へということでお願いしているところでございます。

PTAの方でございますが、2月21日に小学校の役員会、3月8日に同じく 小学校の会長会、この2つに同じように、同じ資料でご説明をさせていただきま した。

役員会の方におきましては、少しご質問をいただきまして、発達障害の疑いや、 いわゆるボーダーと言われているお子さんの保護者が小規模校を希望されるので 小規模校を残していただきたいというようなお話があったということと、あと地域から選ばれるような学校づくりを進めていただきたいといったようなご意見がありました。

先ほどの校長会については、いずれも特に質問はございませんでした。

中学校の方につきましては、3月1日に中P連の会長会の方に説明をさせていただきました。そのときには、選択制とはちょっと違うのかもしれませんが、小規模化しますと、直ちに廃校といううわさが出てきますので、適切な対応を教育委員会にお願いしたいというようなご意見がありました。

町会の方でございますが、3月4日に事務事業連絡会と申しまして、町会連合会に区の方の事業の説明をする会がございまして、そこもやはり同じように2枚組の資料で制度について全部説明をさせていただきましたが、特にご質問はいただいていないというような状況でございます。

先ほど2月19日の文教児童委員会の方の中身につきましては次長から報告を させていただきましたが、補足させていただきます。

今回、5つの当面の対策ということで案を出させていただいているのですが、 それぞれについてご質問がありまして、例えば選択希望票の配付方法を希望者の みにしますというときに、これは郵送かどうなのかという具体的なご質問があっ たり、また選択理由を記入の義務化といいますか、記入必須化というようなお話 もさせていただいたところ、理由を書いてなかった方については変更を認めない といったような厳格な適用をするのかどうかというようなご質問であったり。

今後の進め方につきましても、適正規模・適正配置の方の考え方と合わせて具体的なアクションプラン、教育上望ましい環境とのそごが生じた場合にどのぐらいの数になったら具体的に動くのか、きちんとしたフローを早く作成された方がいいのではというご意見を頂戴しているところもあります。

また、選択範囲の制限といったような手法も提示させていただいているのですが、その隣接校というものの見直しが具体的にどういうふうなものなのかというようなご質問もいただいているところでございます。

簡単ですが、報告は以上です。

委員長 この件に関しまして、質問やご意見等がございましたら、ご発言ください。

議会の方で選択制について言われるのは何となく大山小学校を対象にして言っているような部分が非常に多いわけなんですけれども、実際には、板橋区全体に適用するとなると、過小規模になってしまう学校や大規模になってしまう学校が色々ありますけれども、その辺のところのデータをきちんと出していただけると、もっと意見が出しやすいのかなという気もいたしました。

学 務 課 長 今ちょっと説明を省かせいただきましたが、そういったところの記述も資料に ございましたので、実際に通学区域内の住民登録上のお子さんは少ないんですけ れども、通学区域外からの希望者がいることによって一定の規模が保たれている 学校もある。

また逆に、もともとかなり通学区域内のお子さんが非常に多いマンモス校になってしまうような学校ですけれども、選択制を利用して通学区域外にお子さんが行っていることによって、実際はその収容力の範囲内に収まっているというようなケースもありますという報告も具体的にさせていただきました。

委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに追加報告事項はないですか。

時間が余りないけれども、私が個人的な報告をしてもいいですか。

2月18日は三園小学校の落語発表会に行ってまいりまして、ここは6年生1人と先生4人が圓窓さんから落語を習っておりまして、それの発表会ということで、一応、小学6年生の子の発表をメーンに考えていたところ、当日の午前中に生徒が腰痛になってしまって家に帰ってしまったので、肝心のおおとりは誰もいなくて、圓窓さんが指導している別の地区で指導されている女性2人と三園小学校の4人の先生が落語を発表しました。

ただ、4人の先生のうち3人はまだ十分覚えていなくて原稿を見ながらの落語 とか、1人の先生はもうかなりすらすらとうまくやっておられました。

それと別件ですけれども、三園小学校は大阪大学からフィードバック学習の見学に来る予定、2月18日時点での予定ですから多分もう終わっていると思います。

2月19日は赤塚第二中学校の研究会に行ってまいりまして、この日は福井大学教職員大学から4名、早稲田大学、それから福井市の至民中学校からも先生が見えておりまして、各教室でOHPを活用してグループ授業も活発に行っていた。成増小学校、成増が丘小学校の先生方も見えておられました。

あと、体育の授業では、ビデオカメラ3台を使ってそれぞれの動きを撮影して、 すぐそれを見ながら反省するというような、そんな形の授業をやっておりました。 あとは、パソコン教室でその技術の授業がありましたけれども、そこのパソコ ンをうまく使ってやれば、タブレットがなくてもある程度のところはできるよう な授業をできるかなという気がいたしました。

それと、あと協議会の方は12グループに分かれてありましたけれども、私がいたところは大東文化大学さんに4名参加されておりまして、この4名というのは実は板五中のときにも参加しております。非常に熱心にこういったところに参加されているようです。一部の協議会では余りうまく進んでいなかったかなというのは、後で多分報告があるかと思います。

あと、2月23日に青少年コンサートがありまして、これは合唱クラブとか小学校の金管バンドの発表会で、全体的に各学校とももう少しメンバーがいるといいのかなというふうに思いました。全体的にちょっと声が小さいかなというふうに感じました。

それから、3月2日は梅まつりがありまして、これは教育委員会の所管ではありませんけれども、武者行列には地元を中心に小学生が約20名参加しておりまして、大将は最近女の子が多くて、赤塚小学校の5年生の女の子が自分で立候補

して大将になりました。鎧を着たりとか、足袋をはく体験などというのは、ふだんはできないことなのでよかったかなと思っております。

3月7日は成増小学校の謝恩会に行ってまいりまして、色んな行事で参加する んですけれども、謝恩会は初めてでございまして、来賓は校長先生以下、先生と か地元の町会長たち、もと教員の先生ということで、飲み物はなしで児童手づく りのクッキーだけが来賓には出ていました。

卒業記念に行ったキッザニアの体験をプロジェクターで紹介したり、それから 自分たちが入学した1年から6年までの色んな出来事を寸劇でやっていた。卒業 式なんかは呼びかけでやりますけれども、実際に劇のようにしてやっていたので 結構おもしろかったです。

ただ、先生が言っていたのは、最後に全員演奏をやったのですけれども、私立 中学校を受験した子は、終わって何かもう気が抜けたようになっていて、余り練 習に身が入らなかったということを言っておられました。とりあえず、そんなと ころです。高野さんから、どうぞ。

高 野 委 員 先ほどの協議会というのは、赤二中で研究発表の後に協議会をやって、私が参加したグループはその進め方について、皆さんからご意見を出すということではなくて、もっと授業に特化して見た方法がいいのではないかというようなご意見が出ていたので、委員長と後でお話ししたときに、テーブルごとに違うんですねということです。研究発表は大変本当にすばらしい発表でした。

それと、今、委員長が小学校の卒業謝恩会に出られたということなんですけれども、私も若木小学校の会に出まして、内容は大体同じようなことなんですが、今年、ことによかったなと思ったのは、いつも子供たちから先生方へ、子供たちから保護者の方へとかという感謝のメッセージが色々あるんですけれども、その中で、今年は、謝恩会を開いてくださった、企画してくださった卒対のお母さまたちに対して子供たちからと、それから先生方からと、そういう感謝の気持ちを述べる機会があって、すごく皆が一緒に卒業をお祝いして、そして取り組んでいることにまた感謝してという、とても心の温まる会だったなと思いました。

あと、中台中学校で卒業に向けての合唱コンクールというのがあってそちらも 行ってきたのですけれども、各クラスがそれに向けて一生懸命練習をして、3年 生は、休憩を挟んで最初に1、2年の発表があってその後3年生なのですが、休 憩を挟んだときに男の子たちが自然と集まってきて、何か練習を始めるんです。 そこにまた女の子が加わってきて、最後は先生を呼び出して、そこですごいエー ルの交換をしたりとかしてすごく盛り上がって、いい3年間を過ごしたんだなと いう印象を持って、本当にふだんのご指導のよさというのを改めて感じてきまし た。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

それでは、先ほど決定しましたように、日程第四 議案第7号「幼稚園長の昇

任発令」については非公開として審議いたします。

なお、この案件をもちまして本日の教育委員会は閉会しますので、傍聴人の方 は退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第四 議案第7号 幼稚園長の昇任発令について

(指導室)

- 委 員 長 それでは、日程第四 議案第7号「幼稚園長の昇任発令」について、指導室長 から報告願います。
- 指導室長 区立幼稚園長の任命について報告させていただきたいと思っております。

現在、新河岸幼稚園長は新河岸小学校の高見校長が併任という形になってございますが、現新河岸幼稚園副園長の鈴木が園長選考に合格したことに伴いまして、これを昇任させます。したがいまして、高見小学校長は併任を解くということになります。

発令年月日は平成25年3月31日。新河岸小学校長、新河岸幼稚園長併任の 高見については幼稚園長の任を解くということになります。翌4月1日に、新河 岸幼稚園の鈴木副園長に幼稚園長を任命するという形になります。

以上でございます。

委 員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

特に、これはそういうことで問題ないと思います。

では、お諮りします。日程第四 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長では、そのように決定します。なお、この案件に関する資料につきましては、 委員会終了後、回収させていただきますのでよろしくお願いします。

本日の日程は全て終了いたしました。

午前 11時 58分 閉会